

鳥取市の景観行政の経過と現状の取組み状況について

◆ 鳥取市の景観制度の経過

- *平成12年12月 旧鳥取市景観形成条例制定
- *平成13年10月 県より大規模行為の届出事務の移管を受け届出審査を開始
- *平成16年 6月 国が景観法制定
- *平成18年 6月 鳥取市が景観行政団体となる
- *平成18年10月 鳥取市景観審議会において、新条例制定及び景観計画の策定
審議がはじまる
- *平成19年10月 鳥取市景観審議会において景観計画の審議終了
- *平成20年 3月 鳥取市景観形成条例の全部改正（施行3月25日）
- *平成20年10月 大規模行為の届出を終了し、新たに景観法に基づく行為の届出
審査を開始
- *平成24年10月 鳥取市屋外広告物条例の施行により、景観計画の一部改正
(施行11月1日)

◆ 鳥取市景観計画概要版について

- ・鳥取市景観計画について P.1
- ・景観計画区域、景観形成重点区域について P.3
- ・届出対象行為について P.5
- ・景観づくりの基準について P.7

◆ 鳥取市屋外広告物条例概要版について

- ・主な屋外広告物について P.2
- ・屋外広告物の規制について P.2
- ・屋外広告物の許可基準 P.4

◆ 景観法に基づく行為の届出状況

*良好な景観の保全・創造を図るため、景観に特に大きな影響を及ぼす可能性がある規模の建設行為、開発行為等を対象として届出を提出してもらい、景観計画に定められた、行為の制限（景観づくりの基準）に基づき審査、指導を行っております。

- ・平成28年度以降の届出件数の状況
 - 16条1項 民間による新設行為
 - 16条2項 届出後の変更行為
 - 16条5項 公共団体による通知行為

平成 28 年度

	第 16 条 1 項	第 16 条 2 項	第 16 条 5 項	小計
久松山重点区域	5 件	0 件	3 件	8 件
湖山池重点区域	0 件	0 件	0 件	0 件
因幡白兔重点区域	0 件	0 件	0 件	0 件
鹿野城下重点区域	0 件	0 件	0 件	0 件
その他景観区域	43 件	2 件	12 件	57 件
合計	48 件	2 件	15 件	65 件

平成 29 年度

	第 16 条 1 項	第 16 条 2 項	第 16 条 5 項	小計
久松山重点区域	4 件	1 件	4 件	9 件
湖山池重点区域	3 件	0 件	2 件	5 件
因幡白兔重点区域	1 件	0 件	0 件	1 件
鹿野城下重点区域	0 件	0 件	0 件	0 件
その他景観区域	22 件	4 件	6 件	32 件
合計	30 件	5 件	12 件	47 件

平成 30 年度

	第 16 条 1 項	第 16 条 2 項	第 16 条 5 項	小計
久松山重点区域	5 件	1 件	2 件	8 件
湖山池重点区域	0 件	0 件	0 件	0 件
因幡白兔重点区域	0 件	0 件	0 件	0 件
鹿野城下重点区域	0 件	0 件	0 件	0 件
その他景観区域	37 件	1 件	5 件	45 件
合計	42 件	2 件	7 件	51 件

(平成 30 年 12 月末現在)

- ・毎年 50 件～70 件程度の届出件数
- ・行為の場所は 8 割が市内全域の景観計画区域、2 割が重点区域で特に久松山山系重点区域の比率が高い (景観形成重点区域は鳥取市景観計画概要版 P, 3 参照)
- ・行為の種類では、3 年間で、建築物 68 件 41.7%、工作物 73 件 44.8%、開発行為 22 件 13.5%